

宮島を訪問する介護サービス事業所を支援します。



宮島地域介護サービス確保支援補助金

宮島地域にお住まいの介護保険の被保険者に介護サービス等を提供する事業者に対し、渡航に伴い事業所にご負担いただいている経費の一部を支援する制度です。

対象経費と補助限度額

フェリー運賃等

宮島口～宮島間の	
フェリー運賃	500円まで
自動車航走料金	3,500円まで
特殊手荷物運賃	800円まで

駐車場利用料金

宮島口周辺の	
駐車場利用料金	1回500円まで
月極駐車場	月9,000円まで

1回の渡航（往復）につき発生した経費が対象です（月極駐車場利用料金を除く）

補助対象となるサービス

【居宅サービス（介護予防サービス含む）】

訪問介護 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護
福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【地域密着型サービス（介護予防サービス含む）】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【居宅介護支援及び介護予防支援】

居宅介護支援、介護予防支援（地域包括支援センターを除く）

【介護予防・日常生活支援総合事業】

第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号介護予防支援事業（ケアマネジメント）

申請手続き

毎月の訪問実績に基づき申請してください。

補助金制度の詳細、申請様式などについては、今後廿日市市ホームページ等でお知らせします。

お問合せ

廿日市市健康福祉部
高齢介護課

☎0829-30-9196

✉koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp

住所_廿日市市新宮一丁目13番1号 山崎本社みんなのあいプラザ3階